

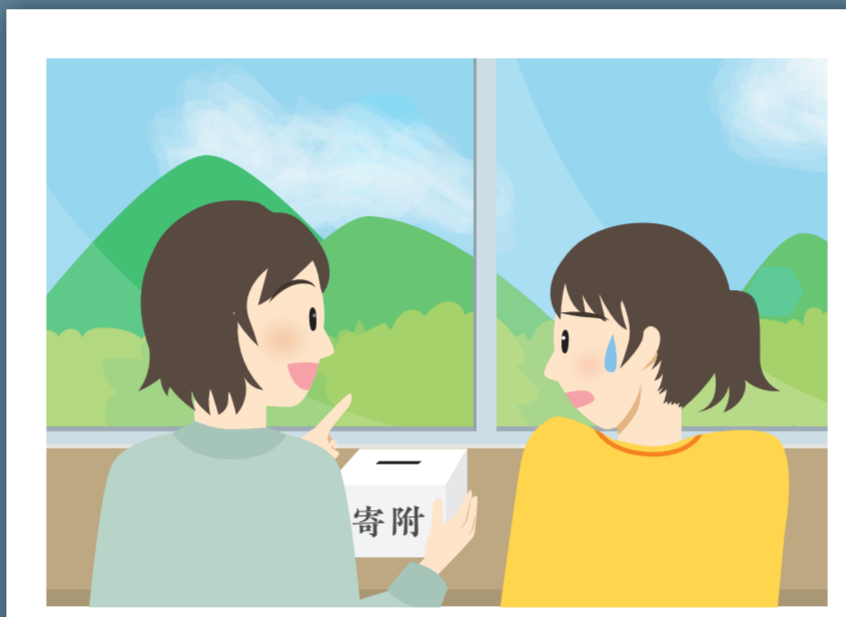
不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは **すぐ通報**

このような**寄附勧誘**を行って人を困惑させることは**禁止**されています!



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘



- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害



- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知



- 靈感等によって不安をあり又は乗じ、寄附が不可欠と告知



- 借入れ等による資金調達を要求

このような**配慮に欠ける寄附勧誘**も**不当**です!



- 判断困難に陥らないための配慮がない



- 生活困難にならないための配慮がない



- 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。



消費者
ホットライン



い や や
1 8 8



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan